

グローバル資本主義の本質と IFRS/IAS 抬頭の相互関連性

吉 田 正 人

目次

1. 問題の所在
2. IFRS/IAS 設定主体
3. 米国と EU における IFRS/IAS 対応に向けた戦略動向
—コンバージェンスからアドプションへ—
4. 公正価値概念とグローバル市場
5. グローバル資本主義の本質と会計基準の変容
6. 今後の課題

1. 問題の所在

1-1. 金融危機と資本主義経済の限界

2009年9月13日付の日本経済新聞紙上において、「大収縮」と題してリーマンショック発の経済危機に関しての特集記事が24週間にわたって検証され、最終回として総括されたものが掲載されている⁽¹⁾。2008年9月15日の米リーマン・ブラザーズ破綻から1年を経た当時からみて、2006年夏に米国の住宅市場がピークを打ち、翌年夏、信用力の低い個人向け住宅投資（サブプライムローン）問題が金融動乱を招き、その後も世界が直面する危機を予知した人はいないと指摘している⁽²⁾。サブプライムローンに端を発したリーマンショックは、しかし、すでにその予兆がより早く生じていたことが検証されている。(1)予兆の時期は、①2005年5月GM格下げ、②2006年2月グリーンSPANからバーナンキへ米連邦準備理事会（FRB）議長交代、③米住宅価格下落、および④2006年米サブプライムローン会社の破綻が含まれる。(2)崩壊の時期は、①2007年8月仏パリバショック、②2008年3月米証券ベア・スターンズ経営危機であり、(3)大収縮の時期として、①2008年9月リーマン破綻、アメリカ・インターナショナル・グループ（AIG）等の連鎖危機が大収縮を惹起し、②2008年12月米政府、シティグループの救済、③2009年2月オバマ政権、金融・経済対策、2009年6月GM一時国有化とまとめている⁽³⁾。このリーマンショック以後の金融危機について、たとえば次のような会計関連の問題も含めた主張がある⁽⁴⁾。

「…世界は『100年に1度の危機』に突入した。米欧の主要金融機関がほぼ全面的に政府管理下に入り、政府・中央銀行の支えがなければ金融システムが瓦解する事態は金融恐

(1) 日本経済新聞、2009年9月13日朝刊。

(2) 同上。

(3) 同上。

(4) 末村篤「経済危機と時価会計」『企業会計』第61巻第2号、2009年2月、114頁。

慌である。金融・資本市場が恐慌相場に襲われる中で、時価会計を巡る議論が沸騰している。」

時価、すなわち公正価値はすべての資産を対象とするのではなく、金融財の評価が中心であることは自明である⁽⁵⁾。ここではなぜ、公正価値が要求されるのか、このことについて、また別の以下の引用文をみてみよう⁽⁶⁾。

「2008年は、リーマン・ブラザーズの破綻等で加速した金融危機と実体経済への影響が長期化すると予想される中、欧米型のコーポレート・ガバナンスや時価会計、財務理論は機能しないとする感情論もあったが、異常事態での議論であり、正常化後は根本的な問題が再浮上すると理解すべきである。当局の規制・介入などにより修正を経ても、原則論では、株主価値重視の姿勢、企業会計・財務の専門家が知っておくべき要件は不変であろう。

…(略)…最近まで欧米流資本主義が信任を得ていたが、世界同時株安の金融危機が加速すると、欧米型資本主義の全てを否定して日本型ビジネスのほうが優れているという議論が目立つようになってきている。今こそ冷静沈着に、本質的な企業価値や財務戦略を検討し、グローバルに受け入れられて強くなる好機である。」

少々長くなってしまったが、上記の引用をまとめてみると、先般の世界同時不況による金融・資本市場の混乱ぶりは米国発であること、欧米型資本主義の限界がみえてきたこと、株主価値重視、すなわち投資家サイドから会計の問題についても検討すること、欧米型経営が劣り、日本型経営が優るという単純な図式にはならない、ということがいえよう。これは上記の引用から続けて、極端な株主至上主義、短期利益主義、サブプライムを招いた「強欲」は論外であるとはいえ、本来正しい財務理論を否定するべきではないとし、「行き過ぎた」資本主義は修正すべきだが、「行き過ぎた」否定も危険であると述べている⁽⁷⁾。このとき、時価会計の凍結という問題が浮上したのだが、公正価値評価そのものは現在も重要な検討課題である。

1-2. グローバル資本主義とコーポレート・ガバナンスから導出される株主主権

ここで本稿の前提として、「金融資本主義」および「コーポレート・ガバナンス」をキーワードに指摘する。金融資本主義は、前出の「欧米型資本主義」といってもよいし、金融資本主義がグローバルな金融・資本市場を形成することから「グローバル資本主義」⁽⁸⁾と呼ぶこともできる。米国主導によってバブル崩壊をもたらしたことは前項で示したとおりである。そこには、「グローバリズム」とか、「グローバリゼーション」、「グローバル・スタンダード」というタームが関わってくる。サブプライムローンもリーマンショックもこ

(5) 公正価値評価の対象については、以下の論稿に詳しい。

古賀智敏「会計理論の変容と経済的実質主義」『会計』第172巻第3号、2007年9月、1-14頁。

古賀智敏「経済的実質主義会計の認識基点」『商経学叢』（近畿大学）第55巻第1号、2008年7月、53-60頁。

古賀智敏「国際会計基準と公正価値会計」『会計』第174巻第5号、2008年11月、1-13頁。

古賀智敏「金融危機と公正価値会計のゆくえ—新たな財務報告の構築に向けて—」『企業会計』第61巻第3号、2009年3月、4-10頁。

(6) 柳良平「あえて世界金融危機の逆境のなかで—正常化後をにらみ、株主価値を意識した企業会計・財務の変革を—」『企業会計』第61巻第1号、2009年1月、122頁。

(7) 同上。

(8) 中谷巖著『資本主義はなぜ自壊したのか—『日本』再生への提言—』集英社インターナショナル、2009年、16-17頁。

のグローバリズムというものが根幹にあり、世界に影響を与えたことになる。そのグローバリズムのコアとなるのが米国であることはいうまでもなく、その米国が資本主義経済の先端にいたことで上記のような破綻の現象が生じたともいえる。また、グローバル・スタンダードについては、これを会計に置き換えるならば、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, 以下「IASC」) が公表した国際会計基準 (International Accounting Standards, 以下「IAS」) と IASC が改組され、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, 以下「IASB」) となり、公表される会計基準が IAS から IASB の国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, 以下「IFRS」) に変わった、その IFRS/IAS に他ならない。IFRS/IAS を世界に先駆けて採用することで主体性を有しようとする欧州連合 (European Union, 以下「EU」) に対して米国では財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下「FASB」) という会計基準設定主体がある。米国はこれまでの FASB 等の公表してきた米国 GAAP のみの堅持の方向性から、IASB と FASB のコンバージェンス (収斂) ・プロジェクトに着手し、現在は IFRS/IAS を採用するアドプション (採用) も検討している。米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, 以下「SEC」) は、2007年11月には IFRS/IAS によって作成された外国企業の財務諸表も差異調整表なしで承認し、さらに今後の IFRS/IAS の適用に向けた検討は、グローバル・スタンダードとしての IFRS/IAS をも自国基準として有利に用いるようにと画策しているように見受けられる⁽⁹⁾。

また、コーポレート・ガバナンスには、よく「企業統治」や「会社統治」と訳されることが多い。ここにいう企業や会社とは株式会社を指すものであり、コーポレート・ガバナンスにはさまざまに定義付けがなされている。その1つとして、たとえば以下のような定義を示す⁽¹⁰⁾。

『株式会社 (コーポレーション)』がより『よく経営』されるようにするための諸活動とその枠組みづくり。』

かかる定義は、コーポレート・ガバナンスはよりよい企業経営を行うようにするための方法、制度および慣行とまとめられる。そのために、当該企業の CEO 等の経営者を誰が選考するのか、ということになる⁽¹¹⁾。このことから米国主導によるグローバル資本主義もしくは金融資本主義の経済下においてはコーポレート・ガバナンスの観点からは経営者を監視する立場がより強調され、株主主権といわれることになる⁽¹²⁾。

IFRS/IAS においても経済活動のグローバル化によって会計基準の統一化という需要が

(9) スコット・キャロン・木村祐基・洪澤健・柳良平「投資家は IFRS をどう見るか—日本企業のコーポレートガバナンスの観点からの検討—」『企業会計』第62巻第7号、2010年7月、61頁において、次のように述べられる。

「柳…アメリカはずっと自国基準が正しいとしてきたわけですが、それが近年のエンロン事件やリーマンショックで揺れ動いたところへ、政治家的な手腕にも優れた IASB のトゥイーディー議長が上手に取り込んでいった感じがします。今やアメリカは、IFRS 設定主体の内側に入って実質的な権力を持つというスタンスに変わりつつあるとも言われています。」

(10) 加護野忠男・吉村典久「経営学から論ずるコーポレート・ガバナンス論／会社統治論」加護野忠男・砂川伸幸・吉村典久共著『コーポレート・ガバナンスの経営学—会社統治の新しいパラダイム—』有斐閣、2010年、2頁。

表出したのであり、米国としてはIASBをコントロールしたいと考えているといえよう。本稿では、会計基準のグローバル・スタンダードとして抬頭したIFRS/IAS設定主体のIASBの組織体制に論及し、殊にグローバル資本主義の先頭を走る米国社会を概観し、グローバル化といわれるものの本質をみたくうえで、株主価値の最大化を重視する論点を明確にし、それによる会計基準の変容から今後のIFRS/IAS適用の方向性についての予察的検討を行う。

2. IFRS/IAS 設定主体

グローバル・スタンダードとしての会計基準であるIFRS/IASのように会計基準のグローバル化が要求されるようになった背景については、古賀智敏によると、証券市場の発展・グローバル化と機関投資家の成長というファイナンス市場の動的発展の動きにあるとし、次のように掲げている⁽¹¹⁾。①対外的には、欧州市場の統合化といった海外グローバル市場の確立・発展を背景とし、②対内的には、中国等の新興市場を含む自国の国内市場の整備・拡大に基礎づけ、③これら双方の市場で経営者価値（利益）から株主価値（配当・

(11) 同上書、3頁。

また、続けて次のようにも説明している（同上）。

「株式会社では、幅広い社会階層から財産を持たなくとも有能な人材を登用し、事業の経営を委ねることができる。一方で、出資者＝所有者である株主が必ずしも経営に携わる必要はない。これは『所有と経営の分離』と呼ばれ、この分離が株式会社制度の大きな利点である。しかし分離することで、新たな問題が発生する。それは、経営を他人に委ねることから発生する問題—それゆえ、経営を委ねることができない他の会社形態では深刻とはならない問題—である。」

よりよい企業経営を行うためには、経営者が不正を行っていないか、透明性が確保され、健全経営が行われているか、利益を獲得するための経営努力をしているかといった情報提供が行われて企業を評価することになる。コーポレート・ガバナンスの問題は現在、大きく取り上げられているが、株主が経営に直接携わらない株式会社の形態においてはより一層重要となる。

(12) その他の文献でもコーポレート・ガバナンスの定義は、「『会社は誰のものか』という会社の主権にかかわる問題と、『望ましい経営のための経営者の行動をどのようにコントロールすればよいか』という経営者を統制する仕組みや活動の問題に答えることである。会社法では、上記のコーポレート・ガバナンスと、狭義の内部統制（コンプライアンス活動、リスク管理活動など）の両者を含む広義の内部統制を構築する義務は取締役にある…」(土屋逸男「日本企業の戦略とコーポレート・ガバナンス—ものづくり優良企業に見る経営改革の動向と課題—」『経営行動研究年報』第18号、2009年7月、116頁)としている。これはわが国の会社法における立場からであるが、コーポレート・ガバナンスは広義の内部統制の範疇にあるということがいえる。

また、各国のコーポレート・ガバナンス論の先駆けとなった1992年、英国のキャドバリー報告書（Cadbury Report）では、「会社が指揮され、統制されるシステムであり、取締役会がその責任を担う」と定義した。これは「会社はだれのものか」ではなく、会社は「だれのために、だれによって経営されるか」を議論すべきとしている。キャドバリー報告書はさらに、「取締役会はずから会社のコーポレート・ガバナンスの責任を担う。コーポレート・ガバナンスにおける株主の役割は、取締役および会計監査人を選任し、妥当なガバナンス構造が整備されていることの確認である」と定め、取締役会の重要性を示唆した（関孝哉著『コーポレート・ガバナンスとアカウントビリティ論』商事法務、2008年、3、10頁）。

(13) 古賀智敏「会計基準グローバル化の認識基点—会計基準グローバル化に向けての同化と分化—」『産業経理』第67巻第2号、2007年7月、13-14頁。

古賀智敏「会計基準設定の国際的統一化と日本の会計制度」古賀智敏・鈴木一水・國部克彦・あずさ監査法人編著『国際会計基準と日本の会計実務（3訂版）』同文館、2009年、3頁。

株価)への価値転換の媒介をなす機関投資家の成長をもたらし、④その投資意思決定手段としてのファイナンス言語の統一化がグローバル会計基準として求められた。

本節では、当該会計基準である IFRS/IAS を生成してきた IASC および IASB の発展過程に関して論及する。

2-1. IASC の抬頭：会計基準のハーモニゼーション⁽¹⁴⁾

世界各国に存在する会計基準設定主体により公表されている会計基準は国ごとに慣習、文化、法律を反映している。それらの会計基準によって国ごとに異なる財務諸表が作成される状況から、国際資本市場を形成している現代の経済の国際化に推移することで会計基準の国際的調和化の必要性を促進させるようになった。

会計基準の統一化に向かう議論としては会計実務とその思考につき比較研究を行う等の目的から、1966年に設立された国際会計士スタディ・グループ (Accountants International Study Group, 以下「AISG」)がある⁽¹⁵⁾。各国の会計士団体が会員となり、調査研究する組織であったが、それに止まり、基準統一化に向かうには限界があった。その結果、AISG 展開後、IASC 確立の動きが始まったのである。1973年、IASC は設立され、当初の構成メンバーは、オーストラリア、カナダ、フランス、西ドイツ (当時)、日本、メキシコ、オランダ、英国およびアイルランド、米国の会計士団体であった。1983年からは国際会計士連盟 (International Federation of Accountants) 加盟国の会計士団体が IASC メンバーとなり、加盟国が一挙に増加した。

IASC の目的は、①会計基準を公共の利益のために作成公表し、世界的に承認され、遵守されることを促進すること、および、②財務諸表作成の規則、会計基準・手続の改善と調和に向けて広く活動すること、である。

また、IASC の組織は、①理事会 (Board)、②諮問グループ (Consultative Group)、③諮問委員会 (Advisory Council)、④常任解釈指針委員会 (Standing Interpretations Committee, 以下「SIC」)で構成される⁽¹⁶⁾。IAS のデュー・プロセスは、まず理事会代表者、諮問グループ、会計士団体等が提出した新規プロジェクト、改訂案を収集し、理事会で検討する。IAS として扱うテーマが決定されれば、審議議題として起草委員会を組織し、検討を加える。公開草案の公表の段階になると起草委員会が公開草案を作成し、理事会に諮る。次に理事会の3分の2の賛成によって公開草案は承認され、会計士団体、政府、証券市場、監督機関に送付され、検討される。それによって寄せられた意見は、理事会の検討に付され、理事会の4分3の支持を得た場合には、IAS として公表される。

このような手続きによって公表される IAS ではあるが、国際的な会計基準を形成する

(14) 本項は、以下の論稿を基にしている。

拙稿「国際会計研究対象の領域についての検証—ワイリッチ、エイヴァリーおよびアンダーソンの提唱を中心に—」『信州短期大学紀要』第17巻、2005年12月、10-11頁。

拙稿「国際会計基準制定の歴史的経緯考察」『信州短期大学紀要』第18巻、2007年2月、1-10頁。

(15) AISG 創設の意図は必ずしも会計基準の国際的調和化のみを動機としたわけではなく、各国会計士協会の思惑が交錯していたことが、松本康一郎「IASC 創設までに果たした Benson 卿の貢献と意図」『商経学叢』(近畿大学)第55巻第1号、2008年7月、101-107頁において窺い知れる。

(16) IASC 運営組織については、広瀬義州「IASC と IAS」広瀬義州・間島進吾編『コンメンタール国際会計基準 I』税務経理協会、1999年、3-8頁に詳しい。

上で加盟諸国への配慮がなされていることから、代替的な会計処理方法の自由な選択を認めており、IASに準拠して作成された財務諸表は比較可能性において問題があるという批判があった。それに対処するために1989年、公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」(Exposure Draft No.32: Comparability of Financial Statements, 以下「ED32」)を公表し、代替的会計処理方法を統一的に限定することを意図した。IASCがED32を公表した背景には、証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions, 以下「IOSCO」)がディスクロージャーの国際的ハーモニゼーションないし相互承認の道を模索し始めたことにより、1987年にIASC諮問グループにIOSCOが参加したことにある。IOSCOがIASCを支持することにより、法的拘束力のないプライベート・セクターのIASCは俄然、注目を浴びるようになる。「財務諸表の比較可能性」改善プロジェクトを1993年に終了させた後も、IOSCOの要求により会計基準として最低限保持すべき包括的基準であるコア・スタンダードを設定し、1998年12月に完成した。ここまでの紆余曲折を経てIASCは設立当初よりも90年代に入り、その存在価値が増大したといえる。さらに、2001年になりIASCは新組織に改められ、より一層重要性が増すことになったのである。

2-2. IASBへの組織改革：会計基準のコンバージェンス⁽¹⁷⁾

IASCは近年の激しい環境変化の対応を必要とし、IASCの果たすべき新たな課題と組織改革を図ることを検討した。それは90年代以降、国際的な資金調達等の環境の大きな変化とともに比較可能であり、理解可能な高品質の財務情報のニーズが高まり、会計基準の一層のコンバージェンスを達成することが急務となり、各国の会計基準設定主体との共同プロジェクトが希求されるようになった。これにはIOSCOにより提示されたコア・スタンダードの完成後、一連の会計基準がクロスボーダーでの資金調達に利用されるとするならば、IASCの担う役割も変化するであろうとの認識が背景にある。IASCの目的および組織がいかにあるべきかを検討し、提言する目的で戦略作業部会(Strategic Working Party)が設定され⁽¹⁸⁾、1998年12月にディスカッション・ペーパー「IASCの将来像」(Shaping IASC for the Future)を公表し、1999年12月には「IASCの将来像に関する

(17) 本項は、次の文献およびウェブサイトを参考にしている。

齋藤真哉「会計基準の国際的収斂と証券市場の統一収斂の必然性とIFRS/IAS採択の現状―」平松一夫編著『国際財務報告論―会計基準の収斂と新たな展開―』中央経済社、2007年、3-21頁。

監査法人トーマツIFRSサービスセンター編『国際財務報告基準の実務(第4版)』中央経済社、2009年、1-32頁。

あずさ監査法人/KPMG編『国際財務報告基準の適用ガイドブック―日本基準との比較と作成実務―(第4版)』中央経済社、2010年、3-17頁。

古賀智敏「会計基準設定の主体とプロセス」古賀・鈴木・國部・あずさ監査法人、前掲書、18-29頁。

企業会計基準委員会訳『国際財務報告基準(IFRS)2009』中央経済社、2009年。

IFRS Foundation and the IASB, <http://www.ifrs.org/Home.htm>.

(18) 平松一夫「会計基準国際化の歴史的経緯と今後の課題―調和からコンバージェンスへ―」『企業会計』第60巻第4号、2008年4月、20頁によると、戦略作業部会がIASCのなかに設置されたのは次のような課題を検討するためであることが述べられる。

「…IASCは会計基準の国際的調和に向けて尽力していたが、なお、①各国の会計基準・実務と高品質のグローバルな会計基準とを収斂させることが必要である、②この目的のために各国基準設定機関と結びつく効果的な組織構造を必要とする、③コア基準の作業プログラムが完了した後のIASCの戦略及び構造を検討する必要がある、といった課題を抱えていた。」

勧告」(Recommendations on shaping IASC for the Future)と題する報告書を公表し、理事会で承認された。2001年、IASCは改組され、IASBが発足したのは、本報告書で具体案が検討されていたことによる。

組織改革によって会計基準設定主体がIASBとなり、その組織構造は新たに「IASC財団(IASC Foundation)」(以下「IASCF」)を上部組織とし、「評議員会(Trustee)」、「IASB」、「基準諮問会議(Standards Advisory Council)」(以下「SAC」)、および「国際財務報告解釈指針委員会(International Financial Reporting Interpretations Committee)」(以下「IFRIC」)が下部組織となっている。なお、IASCからIASBへと組織改革が断行されたこともあり、IASCFでは名称に矛盾も感じられるであろう。2010年よりIASCFから「IFRS財団」(以下「IFRSF」)に改称された。また、IFRICの前身はIASCではSICであり、SACも現在は「国際財務報告基準諮問会議(IFRS Advisory Council)」(以下「IFRSAC」)という。さらに、2009年からは「モニタリング・ボード(Monitoring Board)」が新設されている。かかる改組によって活動する本組織の目的は、次のとおりである。

- (a) 公益に資するよう、世界の資本市場参加者およびその他の利用者が適切な経済的意思決定に役立つように、高品質で透明性があり、かつ、比較可能な財務諸表およびその他の財務報告を要求する、高品質で、理解可能、かつ、強制力のあるグローバルな一組の会計基準を開発すること。
- (b) 当該会計基準の利用と厳格な適用を促進すること。
- (c) (a)・(b)の関連する目的を達成するために、必要に応じて中小企業および新興経済圏の特殊なニーズについても考慮すること。
- (d) 各国の国内会計基準とIFRSを、高品質の解決に向けてコンバージェンスさせること。

以下、次頁の図表を参照するとともに現体制を解説する。

(1) IFRSF

IFRSFの評議員会の22名の評議員がIASBの活動の監視を行っている。評議員会は、IASB、IFRSAC、IFRICのメンバーの任命、IASBの効率性およびデュー・プロセスと協議手続の遵守状況の監視、適切な資金調達取り決めの維持、IFRSFの予算の承認、および定款の変更の責任を負う。

評議員会は、監査人、作成者、利用者、学識者、公務員等の個人が、グループとして職業的バックグラウンドの適切なバランスがとれるように構成されており、また、地理的バランスも維持できるように、アジア・オセアニア地域から6名、欧州から6名、北米から6名、その他の地域から4名が評議員として任命される。評議員のうち2名は著名な国際会計事務所シニア・パートナーでなければならない。

(2) IASB

IASBは会計基準の設定に関する検討テーマと遂行についての完全な裁量権を有する。任期は5年(1回のみ再任可)、メンバーは16名であり、その内訳は、北米、欧州、アジア・オセアニアの地域から各4名、アフリカおよび南米地域から各1名、その他から2名となる。非常勤は最大で3名まで選任できる。評議員会は専門的知識並びに国際ビジネス・市場での経験の最高の組み合わせを有するようにメンバーを選出することが求められる。

開される。任期は3年であり、IFRSACの議長はIASBのメンバーの職を兼務できない。また、IASBは主要なプロジェクトについて最終決定に先立ち、IFRSACと協議する必要がある。

(4) IFRIC

IFRICは、IASBが財務会計・財務報告の基準を開発し改善するにあたり、IASBを補佐するために、評議員会により任命される。IFRSで具体的に取り扱っていない、新たに判明した財務報告上の問題点や、不十分または相矛盾する解釈が生じている可能性がある問題点について、適時な指針を提供することとし、IFRSが厳格かつ統一的に適用されるよう資することがIFRICの役割である。

IFRICは議決権のない議長1名と議決権のある14名のメンバーによって構成され、任期は3年である。

(5) モニタリング・ボード

モニタリング・ボードは、評議員会と規制当局との間に公式な連携を提供する。評議員の選任手続に参画し、評議員の選任に承認する。評議員の責任が遂行されているか否かについて、評議員会をレビューし、助言を与える。

モニタリング・ボードのメンバーは、欧州委員会の責任者、IOSCO新興市場委員会委員長、IOSCO専門委員会委員長、日本の金融庁長官、米国SEC、およびオブザーバーとして、パーゼル銀行監督委員会委員長で構成される。

2-3. IFRS/IASの特徴

IFRS/IASの特徴は次のようにまとめられる⁽¹⁹⁾。

(1) 原則主義

原則主義とは、原理原則を明確にし、例外を認めないということである。それに対して詳細・具体的な規定を設ける場合は、細則主義という。原則主義では個別・具体的な問題について企業ごとに事例で判断させ、その適否は監査人の専門的判断に委ねる。

(2) 比較可能性の重視

比較可能性についてはIFRSにおいて重視されていることから、代替的会計処理方法を極力排除するようにしている。

(3) 資産・負債観（アプローチ）

資産・負債観（アプローチ）は、IFRSによると資本取引以外による期首と期末の株主持分の変動と捉えられる包括利益を業績指標として重視している。

(4) 公正価値会計、キャッシュ・フロー会計、連結会計の重視

資産・負債アプローチの考え方に連繋して将来キャッシュ・フローの予測のように投資家の意思決定に資する情報提供のために、公正価値会計へのシフト、キャッシュ・フロー計算書の精緻化、および経済的単一体概念による連結会計の推進がIFRSの三大潮流である。

(5) 経営者の恣意性の排除

IFRSは経営者の意図に左右されない資本取引以外による期首・期末の株主持分の変動

(19) 橋本尚・山田善隆共著『IFRS会計学基本テキスト』中央経済社、2009年、27-30頁。

橋本尚「IFRS導入とわが国の対応」『国際会計研究学会第27回研究大会 研究報告要旨集』2010年9月、18頁。

のような業績指標を重視している。その他に代替的会計処理方法の削除も比較可能性の確保の点だけではなく、経営者の恣意性を排除するためでもある。

(6) 実質優先思考

実質優先思考とは、表現の忠実性から形式よりも実質を優先して、企業の経済的実態を明らかにしようとする考え方である。

(7) 豊富な注記

企業の経済的実態を明らかにするために、財務諸表の本体以外に定量的・定性的な豊富な注記が必要である。

(8) 演繹的アプローチ

演繹的アプローチとは、IFRS が情報利用者の情報ニーズを満たす目的適合性のある会計情報を提供するために演繹的に会計基準を設定する。このアプローチに対するものとして、会計実務のなかで慣習化されたものから妥当とみなされたものを会計基準とする帰納的アプローチがある。

3. 米国と EU における IFRS/IAS 対応に向けた戦略動向

—コンバージェンスからアドプションへ—

3-1. IASB と FASB の共同プロジェクトと EU の動向⁽²⁰⁾

(1) ノーウォーク合意と MOU

2002年9月、IASB と FASB は国内外で使われる高品質で比較可能性の高い会計基準開発のために、両者の会計基準に存在する差異を解消する方針をまとめ、IFRS/IAS の統合を図ることについての包括的な協定を締結した。これを FASB の本拠のある米国コネチカット州ノーウォークで会議が開かれたことから、「ノーウォーク合意」(The Norwalk Agreement) と呼ばれる。IASB と FASB が取り交わしたのは短期コンバージェンス・プロジェクトを議題に含めたものであり、①比較的短期に両会計基準の差異を取り除けるものから手を付ける、②2005年1月時点で残っている差異については両者の共同で統合化を図る、③会計基準の解釈指針を作成する委員会についても活動の統合化を図ることが合意された。

ノーウォーク合意に基づいて、2005年4月には SEC と EU が「ロードマップ」(Roadmap) に関する合意を公表した。これは、米国で資金調達する外国企業が IFRS に基づいて作成された財務諸表を利用している場合には、米国 GAAP との差異調整表を作

⁽²⁰⁾ 本項は、以下の論稿を参考にしている。

加藤厚「IASB と FASB の共同プロジェクト—関連する日本のプロジェクトへのインパクトの考察—」『企業会計』第59巻第1号、2007年1月、53-55頁。

石原宏司「会計基準をめぐる欧州 (EU) と米国の状況」『季刊会計基準』第18号、2007年9月、37-46頁。

平松、前掲稿、21-23頁。

平松一夫「コンバージェンス後のわが国会計基準の展望」『企業会計』第61巻第1号、2009年1月、26-28頁。

山田辰己「IASB を巡る国際動向と日本の対応」『企業会計』第60巻第4号、2008年4月、27-30頁。

山田辰己「IFRS 設定の現状と展望」『企業会計』第61巻第1号、2009年1月、52-54頁。

間島進吾「IFRS 導入の意義と課題」『企業会計』第61巻第8号、2009年8月、18-19頁。

監査法人トーマツ IFRS サービスセンター、前掲書、4-14頁。

成することとなっていたが、2009年までに廃止するということがSECが表明したものである。この差異調整表の廃止はEUからの強い要請があったもので、SECとEUの行政交渉によりロードマップへと至ったことによる。

SECは上記の条件として、IFRS/IASが米国GAAPに勝るとも劣らない高品質であることを確保するためIASB・FASBのコンバージェンス作業が2007年末までにより一層進展することを要求した。この動きを受けて、IASBとFASBはノーワーク合意を発展させて、2006年から2008年までのコンバージェンス・プロジェクトの新たなロードマップである「覚書」(Memorandum of Understanding, 以下「MOU」)を2006年2月に公表した。MOUは10の短期統合化項目と11の長期統合化項目に分かれている。

2007年末までに多くの統合化の目標が達成されたことをSECが評価し、同年11月15日より後に始まる会計年度から、IFRS/IASに準拠して財務諸表を作成する、米国で資金調達をする外国登録企業に対しては差異調整表の作成を要求しないことにした⁽²¹⁾。

(2) EUによる同等性評価

EUは、2002年5月にEU域内でのIFRS/IASの採用についての決定を行った。EU加盟国の上場企業でも以下の例外に該当する場合を除いて、2005年1月1日以後に開始する年度からIFRS/IASに準拠した連結財務諸表を作成するとした。

例外に該当する企業とは、①米国に上場し、米国GAAPで連結財務諸表を作成している企業、②持分証券でなく負債証券のみを発行している企業であり、このような企業は2007年1月1日以後に開始する年度からIFRS/IASに準拠した連結財務諸表を作成することを要求した。

欧州委員会(European Committee, 以下「EC」)、欧州議会(European Parliament)は、2003年12月に発行市場における「目論見書指令」、2004年12月に流通市場における「透明性指令」をそれぞれ採択し、このなかでEU域外の外国企業には当初、2007年1月からのIFRS/IASまたはそれと同等と認められる会計基準に準拠した連結財務諸表の作成が求められた。しかし、その外国企業への強制適用は2009年1月へと実施時期を延期し、さらに2011年へと順延している。このことにより、外国企業はEU域外の自国基準で財務諸表を作成するとIFRS/IASと同等と認められない場合には、EUで資金調達ができず、EU市場から締め出されることになる。

2005年7月、EUの指示を受けた欧州証券規制当局委員会(Committee of European Securities Regulators, 以下「CESR」)は、米国、日本、カナダ3カ国の会計基準と

(21) 米国のIFRSへの対応は、以下の論稿に詳しい。

杉本徳栄「IFRS受入れを巡る米国の対応」『企業会計』第60巻第4号、2008年4月、41-50頁。

杉本徳栄「米国内でのIFRS適用に向けた動き」『企業会計』第61巻第1号、2009年1月、61-74頁。

なお、ケビン・M・スティベンソン稿、石井明訳「国際会計基準審議会に対する個人的意見」ジェーン・M・ゴドfrey、ケルン・チャルマース編、古賀智敏監修、石井明・五十嵐則夫監訳『会計基準のグローバル化』同文館、2009年、56-57頁では、以下のように差異調整表廃止の反対を主張している。

「調整表の廃止は、財務諸表作成者や監査人にとっては便宜的な恩恵をもたらすであろうが、かえってそれは、財務報告を開発するための動機づけを阻害してしまうことにならないだろうか。一旦、賞金を獲得してしまうと、IFRSを経由しての財務報告をさらに開発し促進することに大きく水を差してしまうのだろうか。また、調整表を廃止することにより、FASBが獲得してきた財務報告の開発の多くのことに水を差してしまうのだろうか。」

IFRS/IAS との同等性評価を行わせ、その結果が技術的助言書として公表された。それによると、米国19、日本26、カナダ14とそれぞれの個々の会計基準の補正措置が求められたが、各国とも会計基準は全体として IFRS/IAS と同等であるという評価であった。

先の IASB と FASB の共同プロジェクトは、このような EU における IFRS/IAS 強制適用や同等性評価対策が根底にあるといえる⁽²²⁾。

3-2. コンバージェンス・アプローチからアドプション・アプローチへ

IASB から IASB に改組され、会計基準もハーモニゼーションからコンバージェンスのアプローチへと移行し、現在はさらに進行してアドプション・アプローチへの動向となっている。わが国でも当然、IFRS/IAS をめぐる国際的動向には対応している。日本の会計制度の変遷からみて、次の3つに分類することができる⁽²³⁾。

第1期が、1949(昭和24)年に制定された「企業会計原則」の時代である。同原則が約半世紀にわたり、日本の会計制度史の中核であり続けたが、第2期以降の会計制度の変革のなか、同原則のあり方についての十分な議論もなされず、埋没してしまった感が否めない。

第2期は、1997(平成9)年、時の政権、橋本内閣が「金融ビッグバン」を掲げ、その一環として会計制度の改革を行い、いわゆる「会計ビッグバン」といわれる会計基準のハーモニゼーションに対応した新会計基準が公表されるようになった。

第3期は、2005(平成17)年の CESR が行った同等性評価から始まった。もはやハーモニゼーションとは格段に異なるコンバージェンスに始まり、日本の企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan, 以下「ASBJ」)と IASB は、2007年に共同声明を表明した。いわゆる「東京合意」と呼ばれるもので、2011年6月30日にはコンバージェンスの作業日程を終えるという目標期日を取り決められた。

アドプションについて、日本企業では IFRS/IAS は2010年3月期から一部の企業に任意適用となり、強制適用についての是非は2012年には判断することになっている。

さらに米国ではアドプション・アプローチへの方向性が強まっている。先に示したように、2007年には米国での外国登録企業に対して IFRS/IAS に準拠して作成された連結財務諸表は、米国 GAAP による差異調整表をなしでよしとすることを取り決めた。また、2008年11月には、2010年から米国上場企業の連結財務諸表に IFRS/IAS を早期に任意適用し、2014年以降には IFRS/IAS を段階的に強制適用するか否かの決定を2011年に行うロードマップ案を SEC は公表した。2010年2月にロードマップ案に対するコメント・レターを SEC は分析し、内容を修正した「SEC のコンバージェンスと国際会計基準の支持声明」を公表した。それによると、早期の任意適用は行わず、2015年以降に IFRS/IAS の強制適用を行うか、2011年に決定することを提案している⁽²⁴⁾。さらに、MOU プロジェクトに関しては、何度か改訂されているものの2011年6月に完成させることを目指している。当該対象項目は、①連結、②認識の中止、③公正価値測定、④金融商品、⑤財務諸表

⁽²²⁾ EU の IFRS への対応は、以下の論稿に詳しい。

小津稚加子「EU における会計基準統合プロセス」『企業会計』第59巻第1号、2007年1月、69-77頁。

小津稚加子「EU による同等性評価の最新動向」『企業会計』第60巻第4号、2008年4月、33-40頁。

高井大基「EU の IFRS 採用と各国の対応」『企業会計』第61巻第1号、2009年1月、75-83頁。

⁽²³⁾ 石川純治著『変わる会計、変わる日本経済』日本評論社、2010年、73-77頁。

⁽²⁴⁾ 岩崎勇「国際財務報告基準(IFRS)を巡る米国の会計戦略」『税経通信』第65巻第10号、2010年9月、39頁。

の表示、⑥金融商品の資本と負債の区分、⑦リース、⑧退職後給付、および⑨収益認識の9つである。スケジュールとしてはタイトであり、完成予定である2011年6月を遅れる見込みである⁽²⁵⁾。しかし、それに対してIASB理事の山田辰己は懸念していないとし、次のようにその理由を述べられる。「…IASBの発足以来進んでいるIFRSを中心とした会計基準の収斂は、資本市場の世界的な一体化及び企業活動のグローバル化を反映したものであり、このような経済活動が続く限り、企業業績を1つの会計基準で測定したいという需要は、増えこそすれ、減少することはないと考えられるからである」⁽²⁶⁾。IASB理事の山田であるからこそ、このような主張が信憑性を帯びてくるといえるとともに、会計基準の統一化がもはや避けては通れぬ局面にあるということも明らかであるといえよう。

ここで会計基準のコンバージェンス・アプローチとアドプション・アプローチについて整理しておきたい⁽²⁷⁾。

(1) コンバージェンス・アプローチ

- ① 最終統一化アプローチ（最終的に会計基準を1つにしていく）
- ② 相互承認アプローチ（両当事者が相互に受け入れられる程度まで会計基準を統合していく）

(2) アドプション・アプローチ

- ① 完全採用アプローチ（自国基準を廃止、完全にIFRS/IASを採用）
- ② 不完全採用アプローチ（自国基準を廃止、IFRS/IASの一部を適用除外（カーヴ・アウト）し、大部分を受け入れたり、IFRS/IASをベースに自国基準を設定したりして採用）
- ③ ダブル・スタンダード・アプローチ（自国基準を維持しつつ、一定または全部の企業についてIFRS/IASの採用）

また、コンバージェンス・アプローチにも(i)国内外のすべての企業に自国基準を強制するもの、(ii)国内企業には自国基準を強制し、外国企業にはIFRS/IASを承認するもの、(iii)外国企業・国内企業のうちEUや米国等の海外市場に上場しているといった一定の企業のみIFRS/IASを認めるもの、および(iv)国内・外国企業について自国基準のほかにIFRS/IASの使用も認めるものが考えられる⁽²⁸⁾。(ii)が、2008年3月以降の米国の対応に該当する。

前出の米国およびEUのIFRS/IASへの対応から、岩崎勇は次のように各戦略を定義している⁽²⁹⁾。すなわち、EUがIFRS/IASを世界に先駆けて採用することを後盾として、同等性評価戦略を活用したアドプション・アプローチにより米国市場でEU企業がIFRS/IASに準拠して作成した連結財務諸表を差異調整表なしで受け入れ可能とする戦略を「IFRSの米国市場無調整受入戦略」と名付けている。また、EUがリーダーシップを発揮してIFRSを作成し、その基準（実質EU基準）を世界基準としようとする戦略を

⁽²⁵⁾ 山田辰己「IFRSと米国会計基準の収斂」『税経通信』第65巻第10号、2010年9月、2-3頁。

⁽²⁶⁾ 同上稿、3頁。

⁽²⁷⁾ 岩崎勇「国際財務報告基準を取巻く国際的動向と日本の対応」『経済学研究』（九州大学）第76巻第2・3合併号、2009年9月、69頁。

⁽²⁸⁾ 同上。

⁽²⁹⁾ 同上稿、72-75頁。

「EU 基準国際化戦略」としている。それに対抗し、米国は、従来の米国 GAAP をグローバル・スタンダードとする戦略を「米国基準国際化戦略」とし、斎藤静樹が、「IASB を実質的に支配できるとみた米国にとっては、米国基準に国際基準のラベルを貼って世界に使わせるか…」⁽³⁰⁾と述べられるように、米国がリーダーシップを発揮して実質米国基準の IFRS とする戦略を「国際基準ブランド戦略」と呼んでいる。これまで検討したように、現在では、米国基準国際化戦略は実現するとは考えなくてよいだろう。米国市場無調整受入戦略はすでに実現している。そうすると EU 基準国際化戦略と国際基準ブランド戦略、すなわち、実質 EU 基準と実質米国基準とのせめぎ合いということになる⁽³¹⁾。

また、斎藤が指摘するように、「もともと欧州が欧州の枠を超えて国際基準の運動を進めたのは、自らの基準に基づく財務諸表を調整開示なしで米国に受け入れてもらうのが狙いであった。その目的を果たしたようにみえても、米国が認めたのは欧州版の IFRS（いわゆる、ローカル IFRS—筆者注）ではなく、IASB 版の純粋 IFRS であった。」⁽³²⁾とし、「…米国が自国基準を IFRS に置き換えるとしたら、IASB はさらに米国の支配下に組み込まれ、欧州は主体性を失う結果になる。」⁽³³⁾と述べられる。会計基準においてもイニシアティブを握りたい米国としては、ここに本稿で言及した金融危機に関連したことを取り上げなければならない。斎藤は、「…単一基準による世界制覇と不可分に結びついてきたもうひとつの幻想—時価ないし公正価値が無条件に公正かつ透明であり、それが有用な会計情報を生み出す唯一の測定値だという幻想—が、政治問題に発展したのである。」⁽³⁴⁾と指摘される。前述したように金融危機の崩壊の時期が2008年より始まり、米国、EU、IASB はそれに係る問題に対応した。たとえば、米国では時価会計（公正価値会計）を停止する権限を SEC に付与したり⁽³⁵⁾、IASB では金融危機の緊急対策として必要なデュー・プロセスを経ずに金融商品の区分変更の修正を行ったりした⁽³⁶⁾。信用危機の時代が到来し、時価会計凍結の要望による会計基準の変更や正式な手続きを経ないことは政治圧力に屈したことになる。

石川純治は、先に指摘した日本の会計制度の第2期あたりから、「グローバル資本主義、投資家資本主義といった資本主義経済の今日的あり方があり、企業会計も投資家本位主義にたつ会計という性格を帯びてこざるをえない（投資家本位会計）。」⁽³⁷⁾と述べられ、開示>計算という現代会計の特徴を指摘される⁽³⁸⁾。このことはさらに会計が進化であるか、

(30) 斎藤静樹「会計基準グローバル化の展望と課題—時価会計の見直しにふれて—」『企業会計』第61巻第1号、2009年1月、19頁。

(31) また、藤田晶子「IFRS 導入と EU/フランス」『国際会計研究学会第27回研究大会 統一論題報告』資料（2010年9月11日）によると、EU のなかの1国としてフランスのみを取り上げても、国内における諸制度（税法等）をコンバージェンスせずして会計基準のみの国際的コンバージェンスは不可能であることから、連単分離の限界を指摘される。それゆえ、単体基準を国内基準に合わせて堅持することで、連結基準、すなわち、国際基準をフランス国内基準に合わせてようという傾向にあるとする。

(32) 斎藤、前掲稿、19頁。

(33) 同上。

(34) 同上稿、18頁。

(35) 同上稿、20頁。

(36) 石川、前掲書、175-176頁。

(37) 同上書、79頁。

(38) 同上。

強化であるかの問題となる。つまり、金融危機によって、不透明な情報開示→透明性の規制強化→会計基準の強化、となるが、会計基準の「強化」=会計の「進化」ではない。会計「計算」の進化と情報「開示」の強化とは別であり、開示の会計ルールと計算の会計ルールをいっしょくたにして「進化」とはいえないといえる。ここでは、金融危機→時価情報のニーズ拡大→開示の充実、が要求される。それは損益計算の進化ではなく、投資家向けリスク情報の開示の進化であるといえるのである⁽³⁹⁾。このことから、本稿でキーワードとしたコーポレート・ガバナンスからみると、株主価値が最重要であることが、グローバル資本主義経済下の要諦であり、株主に向けた投資等意思決定情報の提供のように今日は「開示」の充実性が必要であることが明らかとなる。

会計基準のコンバージェンスやアドプションには、さまざまなメリットやデメリットがある⁽⁴⁰⁾。連単分離（連結と単体の財務諸表とを分離し、連結で情報提供機能を果たさせ、単体で利害調整機能の役割を担わせようとする考え方）および連結先行（連結を先にIFRS/IASに合わせ、単体はその後で調整がついたときにIFRS/IASに合わせようとする考え方）⁽⁴¹⁾のように連結・個別の問題等もあるが、ここでは単一基準と結びついたもう1つの幻想と先に指摘されていた公正価値について次節で取り上げてみることにしよう。

4. 公正価値概念とグローバル市場

投資家向けの情報提供の際のコンテンツを充実させるにはIFRS/IASの特徴の1つであるとともに最も議論の対象となるものであるともいえる公正価値について論じなければならぬ。そこで古賀による公正価値に関わる3つの会計理論モデルの所説を示すことにする。それによると、まず経済基盤の変化によって以下のように会計理論モデルがシフトしている⁽⁴²⁾。すなわち、①プロダクト型市場経済、②ファイナンス型市場経済、および③ナレッジ型市場経済である。

この3つの段階は経済基盤からみると①が産業経済、②が金融経済、③が知識創造経済へと変遷している⁽⁴³⁾。まず、①のプロダクト型市場経済には有形財の売買による取引アプローチがあり、原価評価がなされる、というプロダクト型会計理論が導出される。「製造業=生産財」重視という産業構造を背景とする。②のファイナンス型市場経済は金融財により金利・為替の異常なボラティリティやデリバティブの発展から促進されたファイナンス型会計理論である。金融商品の本質からして将来キャッシュ・フローの現在価値または

(39) 同上書、38-44頁。

(40) 次の論稿を参照されたい。

岩崎勇「会計基準のコンバージェンスと会計の新動向」『年報財務管理研究』第20号、2009年5月、32-37頁。

岩崎勇「国際財務報告基準の採用のメリットと課題」『会計』第176巻第5号、2009年11月、32-45頁。

岩崎（2009年9月）、前掲稿、78-85頁。

(41) 岩崎（2009年5月）、同上稿、36頁。

(42) 古賀（2007年）、前掲稿、4頁。

古賀（2008年7月）、前掲稿、55頁。

古賀（2009年）、前掲稿、5頁。

(43) 古賀（2008年7月）、同上稿、56頁。

古賀（2008年11月）、前掲稿、1頁。

公正価値評価によることから評価アプローチであり、公正価値で評価がなされる。③のナレッジ型市場経済では知識創造経済とイノベーションを背景とし、人材、技術、ブランド等の無形資産を活用し、企業の競争優位性を追求して法的または契約その他ライセンス供与できるものに対して公正価値で評価する。したがって、ナレッジ型会計理論では無形財を公正価値で評価することになる⁽⁴⁴⁾。このようなシフトは歴史的な展開としてIFRS/IASにおいても公正価値で測定することに対する領域が拡大し、その位置付けが重要なものへと変容してきた⁽⁴⁵⁾。古賀は次のように述べている⁽⁴⁶⁾。

「…商・製品や有形固定資産に基礎づけられた国内指向プロダクト市場から、金融商品・投資不動産の相対的重要性が高まったグローバル指向のファイナンス市場への市場の変化がある。キャッシュ・フローへの即時的転換を意図しないプロダクト財については、本質的に取得原価による測定を基軸とし、公正価値測定はごく限定された個別領域に適用されてきたにすぎない。それに対して、本来的に『キャッシュ・フローの束』をなすファイナンス財は、最適株主価値の獲得をめぐる国境を越えてグローバルに市場を駆けめぐり、投資指標となる公正価値が最も適合性ある測定属性をなす。」

このことは国内市場指向からグローバル市場指向へと市場経済が発展し、生産用有形財を対象として公正価値が部分的適用（交換取引等による公正価値評価）されていたものを、グローバル市場で金融財の投資効率の追求へと展開することになったといえる⁽⁴⁷⁾。つまり、IFRS/IASの公正価値会計は全面的に公正価値測定を適用することを意味しているのではない。なお、岩崎は、会計基準のコンバージェンスによって、「…従来の動態論を基礎とする取得原価主義会計モデルから、従来のものと新しい考え方である資産負債中心観を基礎とする全面公正価値会計モデルとのハイブリッド型である部分公正価値会計モデルに移行している」⁽⁴⁸⁾と述べられているが、上記のプロダクト型からナレッジ型への市場経済シフトによる公正価値適用領域の拡大と同じ趣旨にあるといえよう。しかし、資産負債観を強調し、無形資産や収益認識領域まで公正価値の適用を拡大するならば、全面公正価値会計にシフトする可能性も考えられ、営業活動と金融活動との性格の違いを無視していることから適切ではないと主張されている⁽⁴⁹⁾。公正価値測定の適用領域がこれだけ拡大したことは企業の金融・財務活動の実態を把握するためであり、前述したようにあくまで会計基準の情報開示の強化のためである。ではその情報開示の強化は誰のためといえ、むろん明らかなように投資意思決定に必要な情報を求める株主のためである。このことにより、市場指向型会計が形成されたといえ、とともに企業サイドから投資家サイドへと会計基準に対する中心的立場の変容が垣間みられる。

(44) 古賀（2007年）、前掲稿、5-6頁。

古賀（2008年7月）、同上。

古賀（2009年）、前掲稿、5頁。

(45) 詳しくは古賀（2008年11月）、前掲稿、2-6頁を参照されたい。

(46) 同上稿、5-6頁。

(47) 古賀（2009年）、前掲稿、8-9頁。

(48) 岩崎（2009年5月）、前掲稿、33頁。

(49) 同上。

5. グローバル資本主義の本質と会計基準の変容

日本は米国がアドプション・アプローチを採用するならば、それに追従するであろうといわれている⁽⁵⁰⁾。つまるところ米国次第なのである。グローバル資本主義という名の下、投資家向けの情報提供、すなわち株主価値重視における企業の在り方は今後も変わらないといえよう。本節においては、まず会計そのものについて若干離れてみて、グローバル資本主義の先端を行く今日の米国社会に関して概観し、それによって希求されるようになった会計基準との関係性について検討する。

5-1. 行き過ぎた市場原理主義

グローバル資本主義は、世界経済活性化の切り札であるとともに、世界経済の不安定化、所得等の格差拡大、地球環境破壊といった「負の効果」をもたらす主犯格であると、「新自由主義」の思想を日本にも浸透させ、その「構造改革」の急先鋒であった中谷巖が自戒を込めて述べられる⁽⁵¹⁾。新自由主義は、「小さな政府」を目指し、規制撤廃によってあらゆる経済活動をマーケット・メカニズムに委ね、経済効率の向上を促す。政府の介入や社会からの善意に頼らず、自己責任に基づき競争する社会が健全なものであるという考え方である⁽⁵²⁾。しかし、日本経済を欧米流のグローバル・スタンダードに合わせることが必要と信じて疑わなかった中谷は米国型市場原理の導入によって日本がさまざまな副作用を起こしてしまったことに対して洞察力の欠如であったと省察している⁽⁵³⁾。

ウォール街に20年以上身を置く投資銀行家の神谷秀樹は、米国では「強欲資本主義」が蔓延していると糾弾している⁽⁵⁴⁾。米国とは「自己責任」の社会である。特に新自由主義思想においては、貧しい境遇にある人たちは自助努力が足りず、同情は不要であり、助けるのは甘やかしにつながることになる。手厚い福祉制度は人々を墮落させ、社会全体の効率を低下させることになる。つまり、社会的連帯感よりも「自分さえよければいい」とする社会が蔓延する⁽⁵⁵⁾。そこにはエリート階層・富裕階層にとって市場原理主義は都合がよいからこそ新自由主義やグローバル資本主義が支持されてきたことが考えられる⁽⁵⁶⁾。これはまさにグローバル資本主義が強欲資本主義と揶揄されてもいい得て妙とされるのではないだろうか。

たとえば、米国では医療分野にも市場原理が導入されている。米国の医療技術が世界で一番の技術水準を維持しているが、高度な医療は高い医療費を払うことができる富裕層に限られる。それ以外の米国人は最低限の医療サービスも受けることができない⁽⁵⁷⁾。医療の

(50) 岩崎（2009年9月）、前掲稿、77頁。

岩崎（2009年11月）、前掲稿、43頁。

(51) 中谷、前掲書、2-21頁。

(52) 同上書、20-21頁。

(53) 同上書、21-22頁。

(54) 神谷秀樹著『強欲資本主義 ウォール街の自爆』文藝春秋、2008年、10-14頁。

(55) 中谷、前掲書、125-126頁。

(56) 同上書、72-114頁。

(57) 同上書、166-167頁。

民営化から市場原理が導入されたことには、次のようなことがいえよう。「80年代以降、新自由主義の流れが主流になるにつれて、アメリカの公的医療も徐々に縮小されていった。公的医療が膨らむほど、大企業の負担する保険料が増えるからだ。そのため政府は『自己責任』という言葉の下に国民の自己負担率を拡大させ、『自由診療』という保険外診療を増やしていった」⁽⁵⁸⁾。それにより自己負担が増え、医療費が家計を圧迫し、民間の医療保険に入る国民が増えていき、保険会社の市場が拡大して利益は上昇する。保険外診療範囲が拡大したことで製薬会社や医療機器の会社も利益を得ることになるという目測が実際は却って医療費の高騰という結果を招いたことになった⁽⁵⁹⁾。米国のように民間の保険が中心の国では、患者と医師の間に政府ではなく医療保険業界というビジネスが存在するとし、彼らは病院の株主のような役割を果たし、病院の経営方針や治療方針にも指示を出すと、堤未果は指摘される⁽⁶⁰⁾。

行き過ぎた市場原理はあらゆるものがビジネスに直結する。学資ローンもビジネスとなるし、軍産複合体、医産複合体、さらには刑務所まで労働市場としてビジネスとなる刑産複合体に及ぶ⁽⁶¹⁾。サブプライムローンに端を発したリーマンショックは米国の金融機関を経営危機に陥れ、米国発金融危機が世界的な問題となったことは既述のとおりである。このような事態に至ったのも自己責任であるのだから破綻するところは破綻すればよいとして、金融安定化法案という救済策を下院議員たちは当初は否決の行動をとっていた。ウォール街のエリートたちがマネー・ゲームに盲進し高給を得ておきながら、いざとなったら国民の税金を使って救済することは心情的に許すことができなかつたからである⁽⁶²⁾。それではここに米国で問題となっている格差社会について所得格差でみると神谷は次のように指摘している⁽⁶³⁾。

「…アメリカでは一般従業員と CEO（最高経営責任者）との報酬格差は拡がる一方で、強烈な格差社会になっている。1980年米国企業 CEO の平均的年収は、労働者の42倍だったが、2005年には実に262倍に拡がった。かつては『ミリオネア』、すなわち100万ドルの報酬を手にすることが成功の証しだった。しかし、人間の欲望は計り知れない。現在ウォール街で働く、野心的なバンカーやファンド・マネージャーが目標としているのは『ビリオ

(58) 堤未果著『ルポ貧困大国アメリカ』岩波書店、2008年、64頁。

(59) 同上。

(60) 堤未果著『ルポ貧困大国アメリカⅡ』岩波書店、2010年、115頁。

(61) 同上書、214頁では以下のように指摘している。

「…教育に医療、高齢化に少子化、格差と貧困、そして戦争といった問題をつきつめてゆくと、戦争の継続を望む軍産複合体を筆頭に、学資ローンビジネス、労働組合や医産複合体、刑産複合体など、政府と手を結ぶことで利権を拡大させるさまざまな利益団体の存在が浮かびあがってくる。世界を飲みこもうとしているのは、『キャピタリズム（資本主義）』よりむしろ、『コーポラティズム（政府と企業の癒着主義）』の方だろう。」

たとえば、貧しい地域の高校生のリストを入手し、米軍は大学学費免除を条件に入隊の勧誘をする。このように政府は格差を拡大する政策を打ち出し、経済的に追い詰められた国民は、兵士として、または戦争請負会社の派遣社員として戦争ビジネスを支える。戦争はグローバリゼーションによって形態自体が様変わりした。生活苦から戦争に行く派遣社員は愛国心とも無縁であるから戦死しても兵士のように英雄ではなく、自己責任で片付けられる（堤（2008年）、前掲書、102-104、177頁）。

(62) 中谷、前掲書、171-172頁。

(63) 神谷、前掲書、129-130、169頁。

ネア』、すなわち10億ドルの資産を築くことだ。」

「…巨額な赤字を生んだシティグループとメリルリンチのCEO二人の退職金は、合わせて2億ドルである。リーマン・ブラザーズを倒産させたディック・ファルド会長の昨年のボーナスは4,000万ドル（約40億円）だった。」

グローバル・スタンダードを推進しているのは上記で指摘したようなファンド会社である⁽⁶⁴⁾。そこにはつまるところ、株主至上主義が介在する。すでに述べたように、会社は株主のものであり、そのことから、ファンド・マネージャーにとって株主価値の最大化を標榜することが重要な任務になってくる⁽⁶⁵⁾。したがって、グローバル・スタンダードの名の下、会計の進化とは、投資等意思決定情報の提供の充実、すなわち投資家向け情報開示のための進化もしくは強化であり、伝統的な会計構造における損益計算のための進化ではないということに帰結する。コーポレート・ガバナンスの観点からわが国の企業に対する伝統的な価値観のパラダイム・シフトが肝要といわれる所以である。

5-2. 株主価値のための会計基準

米国社会における行き過ぎた市場原理はあらゆるものがビジネスとして利用される社会となる。これは前出の通り、格差社会を作り出し、株主にとっての利益、さらにファンド・マネージャーにとっての利益をもたらす構造である。当該企業の情報提供を受けて意にそわなければ、他企業に投資すればよい。そこには投資した企業を育てたいという長期的視野からの展望はないといえよう。

ここでまず米国の会計基準について言及しておく。1929年の大恐慌後に設立されたSECは投資家保護が本来の任務であった。そのSECが会計連続通牒を公表したとはいえ、それは会計士協会等さまざまな団体の意見も交えたうえで公表したものであり、それゆえ、SECが株主尊重の立場であっても、GAAPとして受け入れられた。その後も会計士協会が中心となり会計原則を公表してきたが、公認会計士も会計士協会も多くの利害関係者の1つにすぎず、GAAPとして認められるには、他の利害関係者集団も会計原則採択に参加させるべきであるとするクレームが発せられた。その疑問に対処すべく、1973年に設立されたのが、会計士協会はもちろんのこと、さまざまなフィールドから選出された常任委員で構成されたFASBである。このようにして各種利害関係者が納得して採択される会計基準を公表することで特定の利害関係者の立場ではなく、すべての利害関係者の利害を調整することができる⁽⁶⁶⁾。

FASB設立と時、同じくしてIASCが設立された。この当時には国際間の資本移動が一層盛んになり、会計基準統一の気運が高まってきた時期である。稲垣富士男は、1970年代から80年代にかけて、米国の製造業は生産性が低下し、M&Aで窮地を乗り切る状況が多くなるとともに、金融市場で投機的に運用するようになり、他方、投資ファンドが投資することで金融資本主義と呼ぶにふさわしい状況が出現したと指摘され、その金融資本主義

(64) 神谷は以下のように述べられる（同上書、73頁）。

「グローバル・スタンダードを推進している中心人物は、間違いなく米国の巨大投資銀行のトップたちであろう。きわめて単純化すれば、証券の世界における販売システムが、世界の10社にも満たない巨大投資銀行（預金金融機関の投資銀行部門も含む）に握られているといっている。」

(65) 詳しくは同上書、126-129頁を参照されたい。

(66) 稲垣富士男「会計主体の軌跡」『産業経理』第69巻第2号、2009年7月、5-7頁。

の進展により資産評価の問題が生じ、資本の国際的移転に即応するための会計基準であるIASにおいても時価評価の基準が要求されるようになったと述べられる⁽⁶⁷⁾。このことから改組されたIASBでは金融・資本市場の拡大にともない一層、公正価値会計を基調とすることになる。野村健太郎は以下のように述べている⁽⁶⁸⁾。

「時価会計は種々の資産の価値を、そのときそのときのリアルタイムによる価値によって会計上で評価していくことを基調とする。そのときどきの企業価値を投資者に正確、迅速に伝えることによって、意思決定に有用な情報を提供できるからである。それによって、投資者は臨機応変の投資判断を下していくことができる。」

以上のことから、グローバル資本主義について米国社会においてその特徴を概観し、株主至上主義と金融市場の拡大化という国際的な経済情勢に呼応して米国会計基準はもちろん、IFRS/IASも同様に株主価値の最大化を目指し、公正価値会計を標榜するようになる。稲垣が述べられるように、企業規模が拡大し、企業の利害関係者は各種存在するようになって特定の利害関係者を利するような政治的圧力を、会計の場に持ち込まないようにすることが重要である⁽⁶⁹⁾。しかしながら、これまで検討したようにグローバル・スタンダードとは、株主に利益をもたらすためのものといわざるとえない。FASB設立の経緯からしても本来であれば、特定の利害関係者の立場ではないはずであるが、そこにはさまざまな利害関係者が対等な立場にいないことが判明しているのである。

次にIFRS/IASの個別基準として、国際会計基準第34号「中間財務報告」(International Accounting Standard No.34: Interim Financial Reporting, 以下「IAS34」)を組上に載せてみよう。IAS34では特に半期の財務諸表作成基準および四半期の財務諸表作成基準のどちらかを規定しているわけではない。特段の定めはなく、半期でも四半期でも対応できるような基準になっているが、現在は特に四半期決算による開示が受け入れられている⁽⁷⁰⁾。わが国でもすでに四半期財務諸表の会計基準は公表されている。もともとは年度の決算であったものが、後になって中間財務諸表の作成基準を公表したことによって半期決算も認められることになったのだが、わが国でも当時はかなりの議論がなされたという経緯がある。それが現在では四半期による財務情報の提供が上場企業に義務化されたことになった。はたして日本企業の体質に適合するかは未知数であり、中谷は、「…日本企業は、四半期毎の増収増益よりも、5年先、10年先にどういう風に世の中に貢献できるのかということを重視してきた。それなのに、投資家に対する透明性という論理で四半期決算開示が強制されることにより、簡単に人を解雇したりするようになってしまった。」⁽⁷¹⁾と懐疑的な見解を述べている。四半期決算そのものは投資家にとって好都合である。長期的展望によって当該企業に関わるのではなく、短期的な業績にしか関心がない株主には四

(67) 同上稿，7頁。

(68) 野村健太郎「金融危機と経営・会計」『税経通信』第65巻第11号，2010年10月，48頁。

(69) 稲垣，前掲稿，9頁。

(70) 詳しくは以下の論稿を参照されたい。

拙稿「国際会計基準第34号『中間財務報告』管見一日米英基準との若干の比較検討―『千葉商大論叢』第38巻第3号，2000年12月，153-181頁。

拙稿「中間・四半期財務諸表の作成」菊谷正人編著『IFRS・IAS（国際財務報告基準・国際会計基準）徹底解説』税務経理協会，2009年，295-302頁。

(71) 中谷巖「グローバル資本主義がもたらすもの」『企業会計』第61巻第8号，2009年8月，3頁。

半期財務諸表は必要な情報であるといえよう。しかし、その結果、企業も長期的戦略の欠如した先見性のない短期利益獲得の行動に陥ってしまうことが考えられる。

6. 今後の課題

グローバル資本主義においては各種存在する企業の利害関係者のうち、株主のための利益をもたらすために企業は存在するという企業モデルがコーポレート・ガバナンスの観点から浮き彫りとなってくる。米国社会でみたようにグローバル資本主義で作用するものは過激なまでの市場原理主義の導入である。それは格差社会を生み出し、それによって生じた負となる問題はすべて自己責任で片付けられる。あらゆるものが競争となり、企業経営も競争が激しくなり、株主は自身に利益をもたらさない企業と評価した場合には他の企業へと鞍替えする。企業の国際的な経営活動や資本の国際的移動が盛んになれば、株主は投資等意思決定情報を入手し、分析することでより業績のある企業に投資しようとするためである。したがって、各国会計制度の壁を取り除いた比較可能な高品質で透明性のある会計基準が要求されるようになる。IASC から IASB へ改組され、会計基準のハーモニゼーションからコンバージェンス、さらにアドプションの各アプローチへとシフトした IFRS/IAS の歴史的変遷および米国と EU における戦略動向を考察したことで経済のグローバル化に呼応した進展であることが明らかとなった。グローバル・スタンダードとしての IFRS/IAS は金融商品等の公正価値評価を行い、適時に情報開示することで株主にとって投資判断に有用な情報を提供できる会計基準であるといえる⁽⁷²⁾。

翻って、わが国ではどうであろうか。日本企業ではさまざまな利害関係者のなかでも特にコアとなる立場にあるのは伝統的価値観からみても従業員である⁽⁷³⁾。企業と従業員の関わりを中心として株主もその他の利害関係者もそれぞれに当該企業に関心を持つ集団であるような関係性にあったのではなかろうか。少なくとも欧米流の株主だけが突出した存在の関係性は日本型経営のなかでは違和感を持つと思われる⁽⁷⁴⁾。ここで問題となるのは、コーポレート・ガバナンスの観点からは欧米流の株主重視だけでなく利害関係者重視という日本の伝統的価値観の両者を取り入れた調和したモデルを現在の日本では模索するようになっていることである。それに対して会計制度に関しては IFRS/IAS のアドプションへと一直線に市場指向型会計に向かっていることでコーポレート・ガバナンスの観点と会計制度の変革の乖離が指摘されている⁽⁷⁵⁾。つまり、論点を整理すると以下のようなことがいえよう。①コーポレート・ガバナンスにおいて国際的な視点からは株主至上主義となっている

(72) 中谷は、「…国と国の間の色々な障害、摩擦というものをできるだけ取り除いて—これを私は『ツルツルの廊下』と呼んでいます—、国と国とが『ツルツルの廊下』で結ばれる世界になってしまうと、今回の金融危機に示されるようなおかしいことになるわけです。…(略)…もし人の移動も、お金の移動も『ツルツルの廊下』で世界中自由だとすると、検疫体制が取れず、蔓延することになります。『国』という防壁があるから何かが起こった時に止められる。それを全部世界国家的に1つの国として自由にすると、もう止められない事態になるわけです。」(同上稿、2頁)と述べられ、ボーダレス化した国際経済下において米国発の金融危機が原因で、ある国のグローバル金融資本を一挙に他の国々に流出させてしまうような事象を危惧される。

(73) 姚俊「国際会計基準の導入と情報開示システムの展開—コーポレート・ガバナンスの視点から—」『産業経理』第70巻第3号、2010年10月、147-149頁において日本型コーポレート・ガバナンスの特徴が詳らかに説明されている。

が、日本においては伝統的な長期的展望を持った日本型経営がある程度、見直されている。②IFRS/IASは国際的なコーポレート・ガバナンスの観点と合致しており、市場指向型会計となっているが、日本においてはコーポレート・ガバナンスの観点よりも市場指向型会計の考え方が先行しており、今後、パラダイム・シフトがあるかどうか。

わが国ではリーマンショックのように国際的な金融危機によって外部からもたらされる影響だけでなく円高の進行により生起する日本国内の問題⁽⁷⁶⁾もあり、このような国内事情に鑑みて国際的信認を得るためにもIFRS/IASの導入を早期に実現化したいと考えるであろう。2011年6月までにIFRS/IASと日本基準のコンバージェンス作業を終える目標期日を設定し、2012年にはIFRS/IAS適用の判断をすることになっており、その際は2015年もしくは2016年には適用ということがいわれているが、それが即、完全採用のアプローチにつながることは避けるべきである。

上記によると、わが国は日本型経営と会計基準の間の懸隔が解決していないように思われる。しかし、先に述べたように、わが国は米国次第であるといえる。米国の会計戦略によってアドプション・アプローチを採用するならば、日本もそれに追従することになる⁽⁷⁷⁾。米国の新自由主義や市場原理主義に影響を受けた日本が構造改革を行ったこととまさに同様の追従であるといえる。また、どちらにしても金融危機等で縮小したわが国企業の国際的な競争力を高めるためにもIFRS/IASの導入が必要であることは間違いない。ただし、IFRS/IASの全面的な早期適用の考え方は慎重になるべきであるといえよう。コーポレート・ガバナンスの観点から日本型経営の見直しが考えられている今、早期に市場指向型会計に偏重することは回避し、連結先行、連単分離の検討等も含め徐々にシフトするべきであると思われる。

グローバル資本主義の限界がみえてきたにもかかわらず、今後も国際的な金融・資本市場でのグローバルな企業の経営活動が行われるなか、米国における市場原理主義を反省材料とし、日本型経営を尊重しつつ、IFRS/IAS導入を慎重に行うことが必要になるといえよう。もし将来、強制適用となった場合には当面はダブル・スタンダードのアプローチを

(74) 中垣昇「日本型経営システムとコーポレート・ガバナンスの展望」『中京経営研究』（中京大学）第19巻第2号、2010年3月、22-23頁において、以下のようにグローバルな金融・資本市場における市場原理主義の反省として日本型経営を尊重した見解が述べられている。

「…アングロ・サクソン型主導の下で自己責任と短期的な貨幣的資源に依存するアングロ・サクソン型の市場原理主義が支配的役割を果たしてきた。

しかしながら、アングロ・サクソン型経営システム志向の経営者は、個人的な努力と能力により企業のトップ・マネジメントの地位を獲得し、かつ短期的に市場を通じて瞬時に価値の把握が可能な株主価値の最大化を目指すため、地位を退いた後の企業の維持・発展に対する関心は薄い。一般に金銭欲の強い個人は帰属する共同体の文化・伝統・歴史に対する畏敬の念は薄く、結果として共同体の疲弊と格差社会を生み出す。具体的には、2007（平成19）年のサブプライム危機、2008（平成20）年のリーマン危機、2009（平成21）年のドバイ危機が、貨幣的資源中心の市場原理主義に対して反省を促す契機になり、精神性を重ずる家族主義的な共同体として機能してきた日本企業に対してアングロ・サクソン型経営システムの安易な導入を見直す機会を与えている。」

(75) 姚、前掲稿、149-151頁。

(76) 詳しくは、野村健太郎「急激な円高と産業空洞化の恐怖—時価会計との関連に着眼して—」『税経セミナー』第55巻第15号、2010年11月、5-8頁を参照のこと。

(77) 岩崎（2009年9月）、前掲稿、77頁。

とることが望ましいのではないかと思われる。これまでの検討結果から、IFRS/IAS の存在はより一層刮目されるとともに、米国には自国基準があり、IFRS/IAS をいかに取り込むか、また、欧州から生まれた IFRS/IAS に対して EU はいかにリーダーシップを発揮するかという、米国、EU における主導権争いの角逐にも注視しなければならないといえよう。また同時に、IFRS/IAS への対応の端境期にあるわが国では、現在の ASBJ の会計基準までの変遷を踏まえて IFRS/IAS 適用についての考察を行うことが課題である。

[抄 録]

サブプライムローンに端を発し、リーマン・ブラザーズの破綻等で加速した金融危機は、米国発であり、欧米型資本主義の限界とともに会計基準についてもその影響が浮上してきた。会計のグローバル・スタンダードはIASBの公表するIFRS/IASであり、米国においてもIASBとFASBのコンバージェンス・プロジェクトを推進し、より一層グローバル・スタンダードとしてのIFRS/IASの存在価値が大きくなっている。本稿ではIFRS/IASの制度的変遷だけでなく、特に欧米型経営からもたらされた株主至上主義、短期利益主義等の特徴とするグローバル資本主義の先端を行く米国社会も概観し、グローバル化の本質を検討したうえで、IFRS/IAS適用の可能性に関して考察している。

IASBからIASBへの組織改革に言及し、会計基準のハーモニゼーション、コンバージェンスから現在はアドプションへの移行が各国会計基準設定主体によって検討されている段階である。IASBと米国FASBの短期コンバージェンス・プロジェクトであるノーウォーク合意からさらに発展させてMOUロードマップが公表された。EUはCESRに同等性評価を行わせ、その結果、日本では26の個々の会計基準の補正措置が要求された。それによって、日本のASBJはIASBと2007年に「東京合意」という共同声明を表明し、2011年6月にはコンバージェンスを終えることが取り決められた。

また、IFRS/IASを実質米国基準としたい米国と実質EU基準としたいEUとのイニシアティブをどちらが握るかも逐次経緯を見守る必要があるといえよう。日本は米国に追従することになるといえることから、米国がアドプション・アプローチを採択するならば、日本も早晩、同アプローチを採択することになるであろう。しかし、これまでの行き過ぎた市場原理主義に示されるようにグローバル資本主義は米国社会を蝕んでいる。日本でもグローバルな金融・資本市場のなかで慎重な姿勢を崩さないことが肝要である。

金融危機等で縮小した日本企業の国際的な信認を高めるためにもIFRS/IASの適用は必要かもしれないが、日本では日本型経営が一部見直される傾向にある。米国に追従する日本ではあるが日本の企業環境のシステムが瓦解しないように日本型経営の考え方を尊重しつつ市場指向型会計のシステムが今後、徐々にシフトされることが考えられる。